

【ベーシック編】 ページサンプル （見本お申込者様用）

実物は **A5判で印刷** されておりますのでご注意ください。（A4サイズより字が小さくなります）

14 ページ（抜粋）

<p>A1-001 □□□</p>	<p>【著作権法／著作物】</p> <p>著作物とは、(①)または(②)を(③)に表現したものであって、(④)、(⑤)、(⑥)または(⑦)の範囲に属するものをいう。</p>	<p>①思想 ②感情 ③創作的 ④文芸 ⑤学術 ⑥美術 ⑦音楽 * 文芸、学術、美術、音楽のいずれかに該当しなければ著作物ではないとするものではない。 (著2条第1項1号)</p>
<p>A1-002 □□□</p>	<p>【著作権法／実演】</p> <p>次の記述内容は適切か？ 実演とは、著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、またはその他の方法により演ずることをいい、実演の対象は著作物に限られている。</p>	<p>不適切である。実演とは、著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、またはその他の方法により演ずることをいい、これらに類する行為で、著作物を演じないが芸術的な性質を有するものを含むとされる。 (著2条第1項3号)</p>
<p>A1-003 □□□</p>	<p>【著作権法／実演家】</p> <p>次の記述内容は適切か？ 実演家とは、俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行う者のみをいう。</p>	<p>不適切である。実演家とは、俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行う者および実演を指揮し、または演出する者をいう。 (著2条第1項4号)</p> <p>第12回(コン)問28に関連 第27回(コン)問3に関連</p>
<p>A1-004 □□□</p>	<p>【著作権法／レコード】</p> <p>次の記述内容は適切か？ レコードとは、蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したものをいうが、音をもっぱら影像とともに再生することを目的とするものは除かれる。</p>	<p>適切である。 (著2条第1項5号)</p>

23 ページ（抜粋）

<p>A1-048 □□□</p>	<p>【著作権法／映画の著作物の著作者】</p> <p>映画の著作物の著作者は、その映画の著作物において翻案され、または複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、(①)、(②)、(③)、(④)、(⑤)等を担当してその映画の著作物の(⑥)に(⑦)に(⑧)した者とされる。ただし、(⑨)の規定の適用がある場合は、この限りでない。</p>	<p>①制作 ②監督 ③演出 ④撮影 ⑤美術 ⑥全体的形成 ⑦創作的 ⑧寄与 ⑨職務著作 *制作・監督・演出・撮影・美術の頭文字をとると、制・監・演・撮・美(せい・かん・えん・さつ・び)となる。 (著16条)</p> <p>第7回(コン)問35に関連 第21回(コン)問19に関連</p>
<p>A1-049 □□□</p>	<p>【著作権法／著作者人格権】</p> <p>著作者人格権を3つ挙げよ。</p>	<p>①公表権 ②氏名表示権 ③同一性保持権 (著18条～20条)</p>
<p>A1-050 □□□</p>	<p>【著作権法／著作者人格権】</p> <p>次の記述内容は適切か？ 著作者人格権は、自然人のみに認められ、法人には認められない。</p>	<p>不適切である。法人が著作者となる場合、法人が著作者人格権を有する。</p> <p>第12回(コン)問29に関連</p>
<p>A1-051 □□□</p>	<p>【著作権法／公表権】</p> <p>著作者は、その著作物でまだ公表されていないものを(①)に提供し、または提示する権利(公表権)を有する。著作者の同意を得ないで公表された著作物については、著作者の公表権は(②)。当該著作物を原著作物とする(③)についても、同様とされる。</p>	<p>①公衆 ②失われぬ ③二次的著作物 *著作者の同意を得ないで公表された著作物については、「まだ公表されていないもの」に含まれるとされる。 (著18条)</p>

40 ページ（抜粋）

<p>A1-125 □□□</p>	<p>【著作権法／著作権の登録】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①プログラムの著作物の創作年月日は、著作権登録原簿には記載されない。</p> <p>②何人も、文化庁長官に対し、著作権登録原簿の謄本もしくは抄本もしくはその附属書類の写しの交付、著作権登録原簿もしくはその附属書類の閲覧または著作権登録原簿のうち磁気ディスクをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。</p> <p>③上記②の手続には、手数料は不要である。</p>	<p>①は不適切である。プログラムの著作物の創作年月日も、文化庁長官が著作権登録原簿に記載または記録して登録される。</p> <p>②は適切である。</p> <p>③は不適切である。手数料を納付しなければならない。（著78条第1項、第4項、第5項）</p>
<p>A1-126 □□□</p>	<p>【著作権法／出版権の設定】</p> <p>（①）または（②）を有する者を、「複製権等保有者」という。この「複製権等保有者」は、その著作物について、（③）もしくは（④）として出版すること（電子計算機を用いてその映像面に（③）または（④）として表示されるようにする方式により（⑤）に記録し、当該（⑤）に記録された当該著作物の複製物により頒布することを含む）または当該方式により（⑤）に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信を行うことを引き受ける者に対し、出版権を設定することができる。</p> <p>「複製権等保有者」は、その（①）または（②）を目的とする（⑥）が設定されているときは、当該（⑥）を有する者の（⑦）を得た場合に限り、出版権を設定することができるものとする。</p>	<p>①複製権 ②公衆送信権 ③文書 ④図画 ⑤記録媒体 ⑥質権 ⑦承諾 （著79条）</p> <p>第24回（コン）問17に関連</p>
<p>A1-127 □□□</p>	<p>【著作権法／出版権の内容】</p> <p>出版権者は、（①）で定めるところにより、その（②）の目的である著作物について、次に掲げる権利の全部または一部を（③）する。</p> <p>A）（④）の目的をもって、（⑤）のまま印刷その他の機械的または化学的方法により文書または図画として複製する権利（（⑤）のまま79条第1項に規定する方式により記録媒体に記録された（⑥）として複製する権利を含む）</p> <p>B）（⑤）のまま79条第1項に規定する方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて（⑦）を行う権利</p>	<p>①設定行為 ②出版権 ③専有 ④頒布 ⑤原作 ⑥電磁的記録 ⑦公衆送信 （著80条第1項）</p> <p>第24回（コン）問17に関連</p>

A 2：著作権法（条文②）

<p>A2-001 □□□</p>	<p>【著作権法／事実やデータ】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①単なる事実やデータは、著作権法上の保護対象とはならない。</p> <p>②他人が収集した単なる事実やデータを無断で使用しても、法的な問題は生じない。</p>	<p>①は適切である。著作物とは思想または感情を創作的に表現したものであるため、単なる事実やデータは、著作物に該当せず、著作権法上の保護対象とはならない。</p> <p>②は不適切である。左記の行為を行った場合、不法行為による損害賠償を請求される場合などがあり得る。 (著2条第1項1号)</p>
<p>A2-002 □□□</p>	<p>【著作権法／文芸・学術等】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>著作物として認められるためには、「文芸、学術、美術、または音楽」のいずれかの範囲に入らなければならない。</p>	<p>不適切である。必須条件ではない。 (著2条第1項1号)</p>
<p>A2-003 □□□</p>	<p>【著作権法／レコード製作者】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①レコード製作者とは、そのレコードを最初に公衆に提供した者をいう。</p> <p>②商業用レコードとは、他人への譲渡の目的をもって製作されるレコードの複製物をいう。</p>	<p>①は不適切である。レコード製作者とは、レコードに固定されている音を最初に固定した者をいう。</p> <p>②は不適切である。商業用レコードとは、市販の目的をもって製作されるレコードの複製物をいう。 (著2条第1項6号、7号)</p>
<p>A2-004 □□□</p>	<p>【著作権法／公衆送信】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①公衆送信とは、公衆によって直接受信されることを目的として無線通信または有線電気通信の送信を行うことをいう。</p> <p>②電子メールを家族に送信することは、公衆送信に該当する。</p>	<p>①は適切である。</p> <p>②は不適切である。「公衆」とは、不特定多数、または特定多数の者をいうため、家族に電子メールを送信する程度では、公衆送信とは解されない。 (著2条第1項7号の2、第5項)</p>
<p>A2-005 □□□</p>	<p>【著作権法／自動公衆送信】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①自動公衆送信とは、公衆送信を自動的に行うものである。</p> <p>②放送や有線放送は、公衆送信には該当しない。</p>	<p>①は不適切である。自動公衆送信とは、公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うものである。</p> <p>②は不適切である。放送や有線放送は、公衆送信に該当する。なお、自動公衆送信からは除かれる。 (著2条第1項9号の4ほか)</p>

<p>A2-096 □□□</p>	<p>【著作権法／プログラムの著作物の登録】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①プログラムの著作物の著作権者は、その著作物について創作年月日の登録を受けることができる。</p> <p>②プログラムの著作物の創作年月日の登録は、いつでも行うことができるが、早めに行う方がよい。</p> <p>③プログラムの著作物の創作年月日の登録は、一般財団法人ソフトウェア情報センターで行うことができる。</p> <p>④文化庁以外で、法律に基づき著作権に係る登録事務を行っている団体は、一般財団法人ソフトウェア情報センターのみである。</p> <p>⑤プログラムの著作物の創作年月日の登録がされている著作物については、その登録に係る年月日において創作があったものとみなされる。</p>	<p>①は不適切である。プログラムの著作物の創作年月日の登録をすることができるのは、著作権者ではなく、著作者、である。</p> <p>②は不適切である。プログラムの著作物の創作後6月を経過した場合は、登録をすることができない。</p> <p>③は適切である。ソフトウェア情報センターは、「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」に基づく指定登録機関として文化庁長官から指定された民間の団体である。著作権法78条の2は、「プログラムの著作物に係る登録については、(著作権法の)この節の規定によるほか、別に法律で定めるところによる」としている。「別の法律」とは、「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」のことである。</p> <p>④は適切である。</p> <p>⑤は不適切である。正しくは、最後の箇所が「推定される」、である。 (著76条の2)</p> <p>第9回(コン)問12、問31に関連 第12回(コン)問8、問9に関連 第18回(コン)問7に関連 第24回(コン)問11、問12に関連</p>
-----------------------	--	---

95 ページ（抜粋）

<p>A2-125 □□□</p>	<p>【著作権法／実演家(ワンチャンス主義)】</p> <p>(1) 実演家の著作隣接権のうち、「ワンチャンス主義」が適用され得るものを挙げよ。</p> <p>(2) 実演家の著作隣接権への適用とは別に、「ワンチャンス主義」が適用され得る局面を2つ挙げよ。</p>	<p>(1) 録音権・録画権、放送権・有線放送権、送信可能化権、譲渡権</p> <p>(2) ①放送のための固定 ②放送のための固定物等による放送</p> <p>(著91条第2項、92条第2項、92条の2第2項、93条第1項、94条第1項、95条の2第2項、第3項)</p>
<p>A2-126 □□□</p>	<p>【著作権法／映画の著作物(ワンチャンス主義)】</p> <p>91条第2項の規定に関し、映画の著作物において、実演家の録音権・録画権に「ワンチャンス主義」が適用される要件を述べよ。</p>	<p>録音物(例:レコード)に録音する場合ではないこと、である。この「録音物」については、音を専ら影像とともに再生することを目的とするものは除かれる。</p> <p>91条第2項は、「前項の規定(録音権・録画権の規定)は、同項に規定する権利を有する者の許諾を得て映画の著作物において録音され、または録画された実演については、これを録音物(音を専ら影像とともに再生することを目的とするものを除く。)に録音する場合を除き、適用しない。」としている。</p> <p>例えば、俳優Aの実演の録音・録画の許諾を得て作成した映画の著作物をビデオ化する際には、「ワンチャンス主義」が適用され、俳優Aの録音・録画の許諾は不要である。</p> <p>(著91条第2項)</p>
<p>A2-127 □□□</p>	<p>【著作権法／映画の著作物(ワンチャンス主義)】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>俳優Aの実演の録音・録画の許諾を得て作成したミュージカル映画の著作物を用いてサントラ盤レコードを作成する際には、俳優Aの録音の許諾は不要である。</p>	<p>不適切である。左記のケースは、「録音物に録音する場合」に該当するため、「ワンチャンス主義」は適用されず、俳優Aの録音権が及ぶ。従って、俳優Aの録音の許諾は必要である。</p> <p>(著91条第2項)</p> <p>第24回(コン)問16、問18、問27に関連</p>

補足① 著作隣接権

著作隣接権については、混乱しやすいものであるため、整理しておきます。条文と照らしながら、パターン化した雛型文の内容を覚えてしまうとよいでしょう。

■条文（録音権及び録画権）

第 91 条 実演家は、その実演を録音し、または録画する権利を専有する。

2 前項の規定は、同項に規定する権利を有する者の許諾を得て映画の著作物において録音され、又は録画された実演については、これを録音物（音を専ら影像とともに再生することを目的とするものを除く。）に録音する場合を除き、適用しない。

■雛型文

- ①俳優の許諾を得て、映画の著作物において録音され、または録画された実演については、これを録音物に録音する場合を除き、俳優の録音権・録画権は及ばない。
- ②俳優の録音権・録画権の許諾を得て製作された映画の DVD を制作する場合には、俳優の録音権・録画権は及ばない。
- ③俳優の録音権・録画権の許諾を得て製作されたミュージカル映画のサントラ盤 CD を制作する場合には、「録音物に録音」することになるため、俳優の録音権が及ぶ。
- ④俳優の許諾を得て、映画の著作物において録音され、または録画された実演については、これを音を専ら影像とともに再生することを目的とするものに録音する場合には、俳優の録音権は及ばない。
- ⑤実演家が放送番組において実演を行うことを約束していた場合において、その放送番組で行われた実演を DVD 化して販売する場合には、実演家の録音権・録画権、譲渡権が及ぶ。
(実演家が実演に係る放送の許諾をただけでは、ワンチャンス主義は適用されない。)

140 ページ（抜粋）

<p>A3-077 □□□</p>	<p>【著作権法／戦時加算】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①著作権の戦時加算に関する判例として、「絵画の著作物の戦時期間加算事件」を挙げることができる。これは、チェコ人の絵画に関する著作物に関するものであるが、日本側（被告側）が勝訴している。</p> <p>②著作権の戦時加算に関する判例として、「リヒャルト・シュトラウス著作権・戦時加算事件」（「ナクソス島のアリアドネ」事件）を挙げることができるが、これはドイツ人である作曲家の著作物に関するものであるが、日本側（被告側）が勝訴している。</p>	<p>①、②ともに適切である。</p>
<p>A3-078 □□□</p>	<p>【著作権法／送信可能化】</p> <p>WIPO著作権条約の8条は、著作物の著作者は、その著作物について、有線または無線の方法による公衆への伝達（公衆のそれぞれが選択する場所および時期において著作物の使用が可能となるような状態に当該著作物を置くことを含む）を許諾する排他的権利を享有する、としている。このカッコ書きの「公衆の……置くこと」とは、いわゆる(①)型の送信の準備行為を意味すると解される。</p> <p>日本の著作権法23条第1項は、著作者は、その著作物について、公衆送信（(②)の場合にあっては、送信可能化を含む）を行う権利を専有する、としている。また、2条第1項9号の5の定義により、送信可能化は(②)の準備段階であると解される。</p>	<p>①オンデマンド ②自動公衆送信</p> <p>* WIPO著作権条約は、1996年に採択された。日本の送信可能化に関する権利は平成9年（1997年）の著作権法改正により創設された。</p> <p>* 送信可能化という行為に着目して規制をかけることは、他の国の制度との比較においては特異なものとされている。他の国の多くは、準備段階を含めオンデマンド送信全体を規制するようなアプローチをとっているとされている。</p> <p>* 送信可能化に関する権利は、これにより著作権者が権利主張する際に必ずしも実際に著作物の送信が行われたことを立証する必要がなくなり、著作権者の権利行使を容易にしている。</p>
<p>A3-079 □□□</p>	<p>【著作権法／タイプフェイス（印刷用書体）】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>タイプフェイス（印刷用書体）は、ほかと明確に区別ができるだけの特徴を有するものであれば、著作物としての保護対象となる。</p>	<p>不適切である。タイプフェイス（印刷用書体）が著作物に該当すると認められるためには、従来のタイプフェイスと比べて顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要であり、かつ、それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていなければならないとされている。（「ゴナ書体事件」最高裁判決平成12年9月7日）</p> <p>第21回（コン）問25に関連</p>

174 ページ（抜粋）

<p>A4-026 □□□</p>	<p>【著作権法(判例)／脱ゴーマニズム宣言事件】</p> <p>「脱ゴーマニズム宣言事件」(東京高判H12.4.25)に照らし、次の記述内容は適切か？</p> <p>①漫画を批判するために引用するに際し、その漫画に描かれている似顔絵に目隠しを施す行為は、著作者の同一性保持権を侵害する行為となる。</p> <p>②漫画のコマ配置を変更して引用する行為は、「やむを得ない改変」に当たる。</p>	<p>①は不適切である。写真でも目隠しを施すことが行われており、写真であるか似顔絵であるかを区別しなければならない理由はないと判断された。</p> <p>②は不適切である。コマ配置を変更しなくても他の方法によって容易に引用できたとして、「やむを得ない改変」には当たらず、同一性保持権の侵害を認めた。</p> <p>*「脱ゴーマニズム宣言事件」(東京高判H12.4.25)</p> <p>第12回(コン)問12に関連</p>
<p>A4-027 □□□</p>	<p>【著作権法(判例)／ゴナ書体事件】</p> <p>印刷用書体がここにいう著作物に該当するというためには、それが従来の印刷用書体に比して(①)を有するといった(②)を備えることが必要であり、かつ、それ自体が(③)の対象となり得る(④)を備えていなければならないと解するのが相当である。</p> <p>…(中略)…印刷用書体について右の(②)を緩和し、または(⑤)の観点から見た美しさがあれば足りるとすると、この印刷用書体を用いた小説、論文等の印刷物を出版するためには印刷用書体の著作者の(⑥)および著作権者の許諾が必要となり、これを複製する際にも著作権者の許諾が必要となり、既存の印刷用書体に(⑦)して類似の印刷用書体を制作しまたはこれを改良することができなくなるなどのおそれがあり、…(中略)…著作権法の目的に反することになる。…(中略)…印刷用書体は、文字の有する(⑧)を発揮する必要があるために、必然的にその形態には一定の制約を受けるものであるところ、これが一般的に著作物として保護されるものとする、著作権の成立に審査及び登録を要せず、著作権の対外的な表示も要求しない我が国の著作権制度の下においては、わずかな差異を有する無数の印刷用書体について著作権が成立することとなり、(⑨)が複雑となり、混乱を招くことが予想される。…(中略)…このように(②)および(④)を備えていない上告人書体が、文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約上保護されるべき「(⑩)の著作物」であるということもできない。</p>	<p>①顕著な特徴 ②独創性 ③美術鑑賞 ④美的特性 ⑤実用的機能 ⑥氏名の表示 ⑦依拠 ⑧情報伝達機能 ⑨権利関係 ⑩応用美術</p> <p>*「ゴナ書体事件」(最判H12.9.7)</p> <p>第21回(コン)問25に関連</p>

230 ページ（抜粋）

<p>A5-074 □□□</p>	<p>【著作権法／私的使用のための複製】</p> <p>WebサイトZでは、著作権侵害行為によってアップロードされた各種の著作物に関するファイルを格安で提供するサービスが行われている。これに関して、次の記述内容は適切か？</p> <p>①甲はその友人である丙から、WebサイトZのURLを教えもらい、私的使用のために音楽ファイルをダウンロードした。この場合、甲がWebサイトZで提供されている音楽ファイルは、著作権侵害行為によってアップロードされたものであることを知らなければ、甲の行為は著作権侵害とはならない。</p> <p>②乙は、丙からWebサイトZが違法なサイトであることを知らされた上で、WebサイトZのURLを教えもらい、私的使用のために映画ファイルをダウンロードした。この場合、乙の行為は著作権侵害とはならない。</p> <p>③乙は、丙からWebサイトZが違法なサイトであることを知らされた上で、WebサイトZのURLを教えもらい、私的使用のために書籍ファイルをダウンロードした。この場合、乙の行為は著作権侵害とはならない。</p>	<p>①は適切である。著作権法30条第1項3号によれば、著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音または録画を、その事実を知りながら行う場合には、私的使用を目的とするときであっても複製することができない。</p> <p>②は不適切である。この場合、乙は著作権侵害の事実を認識していると解されるため、乙の行為は私的使用を目的とするときであっても著作権侵害となる。</p> <p>③は適切である。著作権法30条第1項3号によって規制の対象とされているのは、「デジタル方式の録音または録画」である。 (著30条第1項3号)</p> <p>第9回(コン)問32に関連</p>
-----------------------	---	--

240 ページ（抜粋）

B 1：著作権関連ビジネス（音楽）

<p>B1-001 □□□</p>	<p>【ビジネス(音楽)／印税(アーティストの音楽CD)】</p> <p>アーティスト甲が所属するプロダクションと原盤製作者(=レコード会社の場合もある)との間でそのアーティスト甲に係る(①)を結んでいる場合には、アーティスト甲の音楽CDが売れると、原盤製作者からプロダクションには(②)が支払われることになる。この(②)の料率は、その音楽CDがヒットする目算が高い場合にはそうではない場合と比べて(③)なるのが通常である。</p>	<p>①専属実演家契約(アーティスト契約) ②アーティスト印税 ③高く</p>
<p>B1-002 □□□</p>	<p>【ビジネス(音楽)／映画録音権(シンクロ権)】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①映画録音権は、シンクロ権とも呼ばれており、映像に音楽を同調させる権利のことである。</p> <p>②映画録音権に係る使用料はシンクロフィーと呼ばれているが、これは、印税方式ではなく、固定額とされるのが通常である。</p>	<p>①、②ともに適切である。</p>

241 ページ（抜粋）

<p>B1-004 □□□</p>	<p>【ビジネス(音楽)／音楽作家】</p> <p>作曲家や作詞家が自分以外の者に、音楽作品に係る著作権を管理させるためには、一般的には、(①)との間で(②)を結ぶことが多い。しかしながら、音楽作家個人がJASRACとの間で(③)を結ぶこともできる。一般的には先の(①)とJASRACとの間で(③)が結ばれることが多い。そして、JASRACがその音楽作品の利用者(レコード会社、放送局等)から得た(④)は、(①)に分配され、(①)から音楽作家に対して(⑤)として支払われることになる。</p> <p>なお、JASRACによる(④)の分配は(⑥)毎に行われており、(①)から音楽作家への(⑤)の支払いも(⑥)毎に行われることが多いとされている。</p>	<p>①音楽出版社 ②音楽著作権(譲渡)契約 ③信託契約 ④著作権使用料 ⑤著作権印税 ⑥3ヶ月</p> <p>第15回(コン)問13に関連</p>
-----------------------	---	--

260 ページ（抜粋）

B 2：著作権関連ビジネス（映画）

<p>B2-001 □□□</p>	<p>【ビジネス(映画)／完成保証保険】</p> <p>映画の完成保証保険に関して、次のうち最も不適切であると考えられるものはどれか？</p> <p>①完成保証保険(コンプリーションボンド)とは、製作予算の超過リスクをカバーする保証である。</p> <p>②完成保証保険(コンプリーションボンド)とは、製作予算の超過リスクなどをカバーする保証である。</p> <p>③完成保証保険(コンプリーションボンド)とは、製作予算の超過リスクのみをカバーする保証である。</p>	<p>③が最も不適切である。完成保証保険(コンプリーションボンド)は、製作予算の超過リスクだけでなく、そもそもその映画が完成しないリスクにも備えるものである。</p> <p>①は適切である。第9回(コン)問42では、①の表現で出題された。もしも②の表現であったならば、適切なものとしてと簡単に判断できてしまうであろうが①の表現の場合にはこれ単独で判断するにはやや迷うところである。しかしながら不適切であると判断できるものではない。</p> <p>②は適切である。</p> <p>第9回(コン)問42に関連</p>
<p>B2-002 □□□</p>	<p>【ビジネス(映画)／クラシカルオーサー】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①映画の著作物の原作となっている小説や、脚本、その映画で使用されている音楽の著作者はクラシカルオーサーと呼ばれている。</p> <p>②その映画に関する、クラシカルオーサーが保有する全ての著作権の譲渡を受けてしまえば、その後の当該映画の著作物の利用に関して、著作権法上の問題が生じる可能性はなくなると考えられる。</p>	<p>①は適切である。一方、16条の「制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者」に該当するプロデューサー、監督、ディレクター等はモダンオーサーと呼ばれている。</p> <p>②は不適切である。27条の権利(翻案権等)や28条の権利(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)もきちんと明記された契約書に基づいて譲渡されたとしても、著作者には著作者人格権が残るため、例えば実写版の映画をアニメ化する場合、リメイクする場合など、その後の利用において、著作権法上の問題が生じないとは限らない。</p> <p>(著16条)</p> <p>第24回(コン)問13に関連</p>

264 ページ（抜粋）

<p>B2-014 □□□</p>	<p>【ビジネス(映画)／リクープの計算(P&A費)】</p> <p>P&A費とは、各劇場に配布するフィルムの(①)と(②)のことである。P&A費は、映画製作委員会において、配給会社が構成員となっている場合、このP&A費は配給会社が一時的に立て替えることが多く、(③)が入ってきた際に、出資者への分配にまわす前に配給会社が(④)する形をとるのが一般的であるとされている。</p>	<p>①プリント費 ②宣伝費 ③配給収入 ④トップオフ</p> <p>* 配給会社は、映画製作会社から映画の上映権などの権利を買い付けて、興行会社にプリントフィルム(映画を上映する際に使用されるフィルム)を配給する役割を担う。また、映画の宣伝も配給会社の重要な役割である。</p> <p>第9回(コン)問25に関連</p>
-----------------------	---	---

265 ページ（抜粋）

<p>B2-015 □□□</p>	<p>【ビジネス(映画)／映画への音楽の固定】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①日本で映画を製作し、海外で上映しようとする場合において、映画製作時に、映画に音楽を録音すること(シンクロ権)についての権利処理が必要である。</p> <p>②上記①の場合において、日本曲(JASRACの管理楽曲)を録音する場合は、JASRACの規定料金で全世界のシンクロ許諾を得られるが、外国曲の場合は、使用料額や許諾地域について、権利者側(SPやOP)と交渉のうえ決定されることになる。</p> <p>③海外での上映については、上映される国の演奏権団体に許諾を申請することになるが、映画製作者自身が主催して上映する場合を除き、通常は上映館や配給会社等上映者が申請をすることになるため、映画製作者が上映についての申請の手続きをする必要はない。</p>	<p>①～③まで全て適切である。</p>
-----------------------	---	----------------------

B 3 : 著作権関連ビジネス（その他）

<p>B3-001 □□□</p>	<p>【ビジネス／オプション契約】</p> <p>契約当事者の一方(甲)が、ある期間内に、自己に与えられた権利を行使するかしないかを選ぶことのできる権利について定める契約を、(①)という。前述の期間のことを(②)という。相手方当事者(乙)にとっては、契約期間中は乙自身の権利行使については拘束されるため、甲は乙に対して対価すなわち(③)を支払うこととするのが一般的である。</p>	<p>①オプション契約 ②オプション期間 ③オプション料</p> <p>* 甲に与えられる、権利を行使するかしないかを選ぶことのできる権利のことをオプション権という。オプション契約は必ずしも、権利行使するかどうかの契約だけではない。いくつかの選択肢の中から選ぶことができる権利とすることも考えられる。</p>
<p>B3-002 □□□</p>	<p>【ビジネス／芸名の使用权】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>実演家には実演家人格権として氏名表示権が認められる。このため、実演家の芸名の使用权は、常に実演家自身が有している。</p>	<p>不適切である。実演家がプロダクションに所属している場合において、その契約内容によっては実演家の芸名の使用权はプロダクション側に認められる場合がある。</p> <p>*「加勢大周事件」(東京地判H4.3.30)</p>

右図においては、縦軸はB社が製作委員会に支払うロイヤルティの金額、横軸はDVDの販売枚数を示す。

直線イは、ロイヤルティ計算式から計算される額、太線ロは、MGを考慮して実際にB社が製作委員会に支払うロイヤルティの額を示す。

問(2)で計算したとおりDVD販売枚数が55,556枚に達するまではB社の支払いはMGだけにとどまる。

リクープ枚数は、直線イと直線ハが交わる場所の枚数となる。

従って、MGとは無関係に、直線イすなわちロイヤルティ計算式から

計算されるロイヤルティの額が4千万円（ $= (4千万 - 3千2百万) \div 0.2$ ）に達するときの枚数を計算すればいい。

問(2)で計算したとおり、DVD1枚あたりのロイヤルティ $= 3000 \times 0.2 \times 0.9$ となるから、4千万円をこれで割って小数点以下を繰り上げると、リクープ枚数は74,075枚となる。

計算式で整理すると、次のようになる

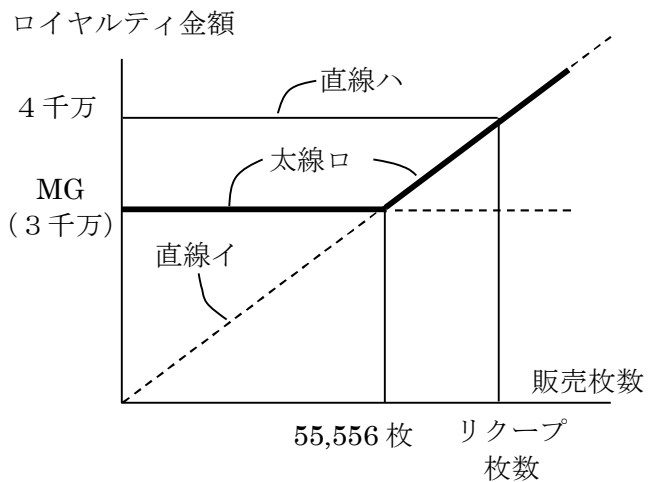
$$\text{リクープ枚数} = ((4千万 - 3千2百万) \div 0.2) \div (3000 \times 0.2 \times 0.9) \rightarrow 74,075$$

なお、ここでは、製作委員会が受け取るロイヤルティ額に着目して計算式を立てたが、D社が受け取る額に着目しても同じ計算結果が得られる。ただし、計算式はやや異なるものとなる。繰り返しになるがD社にはすでに3千2百万円が支払われているため、D社はあと8百万円を回収すれば、リクープすることになる。D社に8百万円のロイヤルティの分配をもたらすDVD販売枚数を計算する。

DVD1枚あたりの、D社に分配されるロイヤルティ額 $= 3000 \times 0.2 \times 0.9 \times 0.2$ となる。

8百万円をこれで割れば、リクープ枚数が計算できる。計算式は次のようになる。

$$\text{リクープ枚数} = (4千万 - 3千2百万) \div (3000 \times 0.2 \times 0.9 \times 0.2) \rightarrow 74,075$$



C 1 : 民法

<p>C1-001 □□□</p>	<p>【民法／三大原則】</p> <p>民法には三大原則と呼ばれる原則がある。まず、1つめの(①)とは、すべての人(自然人)は、生まれながら、平等に権利能力を有するとする原則である。権利能力とは、権利・義務の主体となりうる地位ないし資格のことである。</p> <p>2つめの(②)とは、人が物を所有することは絶対であるとして私的所有権を認め、国家や他人がこれに干渉することはできないとする原則である。この原則は物件の原則としても重要である。なお、民法において、「物」とは私権ないし(③)の客体を示す概念であるが、「物」とは「(④)」のことであると定義されている。</p> <p>3つめの(⑤)とは、私的な法律関係(権利の取得や義務の負担)については、個人の自由意思に基づいてのみ決定することができるとする原則である。この原則から「(⑥)」と「(⑦)」が派生すると考えられる。</p>	<p>①権利能力平等の原則 ②所有権絶対の原則 ③所有権 ④有体物 ⑤私的自治の原則 ⑥契約自由の原則 ⑦過失責任の原則 (民85条ほか)</p> <p>* 民法の三大原則は、所有権絶対の原則、私的自治の原則、過失責任の原則の3つであるとする考えもあるようである。1級試験においては、論者によって異なる可能性のある定義等を丸暗記してそのまま適用するのではなく、問題文の記述に従って柔軟に判定するよう、心掛けたい。</p> <p>* 民法では、主体、客体、法律行為という3つの概念がよく登場するが、誤解を恐れずにこの3つの概念の関係を単純化すれば、概ね、「誰(主体)が、何(客体)を、どう(法律行為)する」ものであるかということである、として把握しておけばいかがであろうか。(正確には確認されたい。)</p> <p>第10回(共通)問4に関連</p>
-----------------------	--	--

284 ページ（抜粋）

<p>C1-021 □□□</p>	<p>【民法／債務不履行】</p> <p>債権の内容が債務者の落ち度によって実現できない場合、債務不履行となる。債務不履行には、(①)、(②)、(③)の3パターンがある。債務者が正当な理由なく債務の履行を行わない場合、債務者は債権者に対して(④)を支払う責任を負ったり、債権者が(⑤)できるようになったりする。なお、債権者が力づくで権利の実現を図ることを(⑥)というが、これは禁止されている。</p>	<p>①履行遅滞 ②履行不能 ③不完全履行 ④損害賠償 ⑤契約解除 ⑥自力救済</p> <p>第7回(共通)問3に関連</p>
<p>C1-022 □□□</p>	<p>【民法／債務不履行責任】</p> <p>債務不履行責任が問われるためには、債務者の責に帰すべき事由があることが要件となる。この事由は、(①)と呼ばれる。これは、債務者の(②)または(③)のことである。</p>	<p>①帰責事由 ②故意 ③過失</p>
<p>C1-023 □□□</p>	<p>【民法／債務不履行と契約上の扱い】</p> <p>債務不履行のうち、債務の履行が可能であるが、期限に履行されないことを(①)という。この場合、債権者は債務者に(②)を定めて(③)し、さらに履行がなければ契約を(④)できる。契約の(④)とは、契約が(⑤)ということである。</p> <p>一応の履行があったものの内容が不完全であることを(⑥)という。この場合、(⑦)が可能な場合には契約の(④)の前に(③)を要する。</p> <p>債務の履行ができないことを(⑧)という。この場合、(③)をしなくても契約を(④)できるとされている。</p>	<p>①履行遅滞 ②相当な期間 ③催告 ④解除 ⑤なかったものとする ⑥不完全履行 ⑦追完 ⑧履行不能</p> <p>* 契約において、期日までに支払いを済ませないなどの債務不履行が生じた場合に、催告なしに解除できる旨の規定を盛り込んでも、無効とはならないと言われている。</p>

D 1：民事訴訟法

<p>D1-001 □□□</p>	<p>【民事訴訟法／訴えの種類】</p> <p>訴えには、(①)の訴え、(②)の訴え、形成の訴えの3種類がある。</p> <p>まず、(①)の訴えは、利用が最も多いものである。この「(①)」には、金銭の支払い、物の引渡し、不作為(ある行為をしないこと)を挙げることができる。(①)の訴えに対する請求認容の判決、すなわち原告の勝訴判決がなされた場合、被告には(①)が命じられ、この判決には(③)と(④)が生じる。</p> <p>(②)の訴えとは、例えば権利侵害が存在しないことを(②)するための訴えである。(②)訴訟に対する判決には(③)が生じる。</p>	<p>①給付 ②確認 ③既判力 ④執行力</p> <p>* 3つめの「形成の訴え」の例は、離婚訴訟である。</p> <p>* 例えば「確認の訴え」の対象や目的は、あいまいになり易いため、これが安易に認められると裁判所の負担が大きくなる。そこで、各訴えについては本案判決を受けるに値する利益や必要性が訴訟要件とされている。これは「訴えの利益」と呼ばれている。「訴えの利益」は、左記3つの訴えに共通して、訴訟要件とされている。</p>
<p>D1-002 □□□</p>	<p>【民事訴訟法／確認の訴え】</p> <p>確認の訴えとは、原告が特定の権利関係や法律関係の存否を主張して、裁判所にその存否を確認する判決を求める訴えのことである。</p> <p>確認訴訟に対する判決には(①)は生じるが、(②)は生じないため、紛争の解決のために有効ではない場合がある。こうしたことから、確認訴訟においては、(③)として、(④)が求められている。</p> <p>(④)があるといえるためには、原則的には、事実自体よりも直接法的効果・法的関係を確認の対象としていること、過去の法律関係よりも(⑤)の法律関係を確認対象としていること、法律関係の不存在の確認(消極的確認の訴え)よりも存在の確認(積極的確認の訴え)であることが好ましいといわれている。また、原告の権利・地位に不安・危険が生じていなければならない、かつその不安・危険は現実的なものであるかどうか、すなわち(⑥)が認められるかどうか(④)の論点の1つである。</p>	<p>①既判力 ②執行力 ③訴えの利益 ④確認の利益 ⑤現在 ⑥即時確定の利益</p> <p>第27回(コン)問37に関連</p>
<p>D1-003 □□□</p>	<p>【民事訴訟法／少額訴訟】</p> <p>少額訴訟とは、1回の期日で審理を終えて判決をすることを原則とする、特別な訴訟手続である。原則として、相手方の住所地を管轄する(①)に少額訴訟を提起することができる。少額訴訟は、60万円以下の金銭の支払を求める場合に限り、利用することができる。(②)または和解の内容が記載された(③)に基づき、(④)を申し立てることができる。少額訴訟判決に対する不服申立ては、(⑤)の申立てに限られ、(⑥)はできない。</p>	<p>①簡易裁判所 ②判決書 ③和解調書 ④強制執行 ⑤異議 ⑥控訴</p>

320 ページ（抜粋）

<p>D1-006 □□□</p>	<p>【民事訴訟法／管轄】</p> <p>事件について、どの所在地の裁判所が担当するかの定めを(①)いう。(①)を決定するための地点に関する基準を(②)という。(②)には(③)と(④)がある。まず、(③)とは、事件の種類、内容に関わらず原則的に定められる裁判籍のことである。これに対し、(④)とは、事件ごとの特殊性に応じて例外的に認められる裁判籍のことである。民訴法4条では(③)が、5条では(④)が規定されている。</p> <p>原則として、訴えは、(⑤)の(③)の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。</p>	<p>①土地管轄 ②裁判籍 ③普通裁判籍 ④特別裁判籍 ⑤被告 (民訴4条、5条)</p> <p>第10回(共通)問6に関連 第12回(コン)問44に関連 第24回(コン)問44に関連</p>
<p>D1-007 □□□</p>	<p>【民事訴訟法／管轄】</p> <p>日本における裁判管轄について。法律の規定により定まる管轄のことを(①)という。(①)のうち、裁判権が特定の裁判所に専属し、当事者の意思により変更することのできない管轄のことを(②)という。反対に、当事者の意思により変更することができる管轄のことを(③)という。これは当事者の利益を図る目的で定められている。当事者の合意によって認められる管轄のことを(④)という。(④)は、(⑤)に限り認められる。また、原告の訴えの提起が管轄権のない裁判所になされた場合に、被告が(⑥)することで認められる管轄を(⑦)という。(⑦)も、(⑤)に限り認められる。</p>	<p>①法定管轄 ②専属管轄 ③任意管轄 ④合意管轄 ⑤第一審 ⑥応訴 ⑦応訴管轄 (民訴11条、12条)</p> <p>第10回(共通)問5に関連 第21回(コン)問33に関連</p>

340 ページ（抜粋）

<p>D1-078 □□□</p>	<p>【民事訴訟法／自由心証主義】</p> <p>裁判官が自由な心証を形成するためにしん酌することができる事項を2つ挙げよ。</p>	<p>①口頭弁論の全趣旨 ②証拠調べの結果 (民訴247条)</p> <p>*「口頭弁論の全趣旨」とは、口頭弁論にあらわれた証拠資料以外の一切の資料をいい、当事者の弁論の内容、当事者や代理人の陳述の内容や態度、攻撃防御方法の提出時期などが含まれるとされている。</p> <p>*裁判における事実認定は、裁判官の、審理で登場する全ての資料・証拠に基づく自由な心証に委ねられる。</p>
<p>D1-079 □□□</p>	<p>【民事訴訟法／自由心証主義】</p> <p>(①)とは、証拠方法を制限し、証拠力を法定して裁判官の判断を拘束する原則のことをいう。これに対して、自由心証主義とは証拠方法や証拠力を制限せず、裁判官の(②)により事実を認定する原則をいう。</p> <p>自由心証主義では、個別の証拠の証拠調べによらず、(③)のみで事実認定をすることは認められる。また、例えば被告側が提出した証拠を、原告側に有利な事実の認定に用いることができる。反対尋問を経ない伝聞証拠や伝聞証言であっても、(④)が認められる。</p>	<p>①法定証拠主義 ②自由な心証 ③弁論の全趣旨 ④証拠能力</p> <p>*証拠能力とは、証拠を証拠方法として用いることができる資格のことをいう。証拠方法とは、民事訴訟および刑事訴訟において、裁判官がその五官によって取り調べることができる有形物をいう。</p> <p>第13回(特許)問42に関連 第16回(特許)問30に関連</p>

D 2 : 民事訴訟法（ランダム）

<p>D2-001 □□□</p>	<p>【民事訴訟法／争う事項の決定等】</p> <p>民事訴訟においては、争う事項の決定、争うかどうかの選択が当事者に委ねられており、これを(①)という。</p>	<p>① 処分権主義</p>
<p>D2-002 □□□</p>	<p>【民事訴訟法／強制執行】</p> <p>次の記述内容は適切か？ 間接強制とは、その債務が作為を目的とするときは、債権者が裁判所に請求し、債務者の費用で第三者にその作為をさせることである。</p>	<p>不適切である。左記の内容は、代替執行についてのものである。</p>
<p>D2-003 □□□</p>	<p>【民事訴訟法／弁論主義の第1テーゼ】</p> <p>裁判所は、事実については当事者が口頭弁論で主張(陳述)しない限り判決の基礎として採用することができない。この原則が弁論主義の第1テーゼであり、(①)とも呼ばれている。 当事者が主張した事実であれば、その当事者にとって有利なものであるか不利なものであるかを問わず、裁判の基礎として採用することができる。これを(②)という。 弁論主義の第1テーゼは、(③)については適用される。しかしながら、判例や通説によれば(④)と(⑤)には適用されないとされている。この理由は、裁判官に不自然な事実認定を強いることを防ぎ、(⑥)を正常に機能させるためであるとされる。</p>	<p>①主張責任の原則 ②主張共通の原則 ③主要事実 ④間接事実 ⑤補助事実 ⑥自由心証主義</p> <p>第18回(コン)問17に関連</p>